

高知県清流保全パートナーズ協定事業寄附金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知食糧株式会社及び高知県の間において、令和6年4月1日に締結した高知県清流保全パートナーズ協定（以下「協定」という。）に基づき、清流保全活動団体等（以下「団体等」という。）が協定の目的を達成するために、事業を実施する場合の経費を団体等に対して寄附金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、寄附金の交付決定に関しては、高知食糧株式会社（以下「高知食糧」という。）が設置する「河川保全活動支援審査会」（以下「審査会」という。）において別途協議する。

(寄附対象事業)

第2条 寄附対象となる事業は、次の各号に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 高知県の河川の清流保全に向けた、河川清掃、森林整備等（それらに付随する行為を含む。）
- (2) 清流保全活動の実施に必要な勉強会、調査研究、シンポジウム、交流活動等（それらに付随する行為を含む。）
- (3) 清流保全活動を通じた高知食糧の社員等と地域住民等との交流
- (4) 前各号に掲げるもののほか、清流保全活動の目的を達成するために必要な事業

(寄附対象団体)

第3条 寄附金の対象となる団体等（以下「寄附対象団体」という。）は、次の要件を具備した団体等とし、政治活動、宗教活動もしくは営利活動を目的とする団体は対象としない。

- (1) 高知県内で、主として河川流域で活動している団体であること。
- (2) 寄附金の使途に係る条件を守ることが確実であること。
- (3) 定款、寄附行為、会則等を整備していること。なお法人格を有しない団体にあつては、定款等に相当する会則等が整備されていること。

(寄附金事業の対象経費)

第4条 寄附金の対象となる事業経費は、第2条に規定する目的を達成するための経費で別表に掲げるもののうち、審査会が必要と認めたものとする。

(寄附金額)

第5条 寄附金の額については、第2条に規定する事業を実施するために必要な金額とし、審査会が認めるものとする。

(寄附金の申請)

第6条 寄附対象団体は、寄附の申請をしようとするときは、寄附申請書（第

1号様式)に関係書類を添えて高知県自然共生課(以下「自然共生課」という)を通じて、高知食糧に申請しなければならない。

(寄附金の決定及び支払い)

第7条 高知食糧は、前条の申請があったときは、これを審査会で審査し、寄附の可否を決定して、適当と認めたときは、寄附決定通知書(第2号様式)により当該申請をした寄附対象団体に通知するものとする。

なお、寄附審査に際し、自然共生課に意見を求めることができるものとする。

2 高知食糧は、寄附決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 高知食糧は、寄附の決定後、寄附対象団体に寄附金を支払うものとする。

(遵守事項)

第8条 寄附決定を受けた寄附対象団体(以下「寄附事業者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 寄附決定を受けた事業(以下「寄附事業」という。)について、次に掲げる重要な変更を行おうとするときは、速やかに変更申請書(第3号様式)に関係書類を添えて、自然共生課を通じて高知食糧に申請し、その承認を受けること。

ア 実施事業の新設又は廃止

イ 事業実施箇所の変更

ウ 事業内容の重要な部分に関する変更

(2) 寄附金を寄附事業の目的以外の用途に供しないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、寄附事業の遂行のために審査会が必要と認める事項

(実績報告)

第9条 寄附事業者は、寄附事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日の翌日までに、実績報告書(第4号様式)に関係書類を添えて、自然共生課を通じて高知食糧に報告しなければならない。

(寄附金の額の確定)

第10条 審査会は、前条の規定により提出された実績報告書を審査して寄附金の額を決定し、寄附金確定通知書(第5号様式)により当該寄附事業者に通知するものとする。

2 寄附事業者は 確定額が決定額から減額となった場合、その差額を寄附金確定通知書を受け取った日から2週間以内に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この寄附金の交付に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 12 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 7 月 11 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 8 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 8 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 25 日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	内 訳
1 事業費	次の（1）から（5）までに掲げるいずれかの費用
（1） 謝金	講演会・講習会・研究会等の講師に対する謝礼 等
（2） 旅費	事業実施に係る費用及び講師、アドバイザー等の交通費（実費に限る）
（3） 需用費	清掃活動に使用するゴミ袋や手袋、火ばさみ、鎌、環境学習の際に使用するライフジャケット、ポスター・チラシの印刷代、コピー用紙、インク代、文具等の消耗品、燃料（ガソリン）、電気料金、ガス料金、水道使用料金、修繕費、図書購入費 等 ※食糧費を除く。
（4） 役務費	切手、はがき、封筒、後納郵便料、運送料、銀行等の振込手数料、傷害保険費用、警備員の賃金 等
（5） 使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸、レンタルに係る費用
2 その他	その他、審査会が必要があると認めたもの

対象外経費

- ・個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等
- ・飲食に係る経費
- ・汎用性の高い物品（パソコン、カメラ等）の購入費